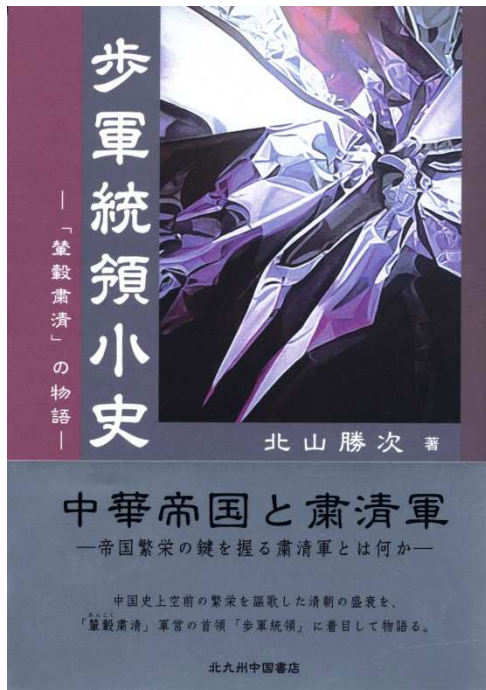


歩軍統領小史

—「輦轂肅清」の物語—



書籍番号 70852

北山勝次著 北山千雅子表紙絵

2013年11月 A5 287頁

北九州中国書店 ¥4,000(本体)

ISBN 978-4-9903886-4-5

はしがき

清朝史研究では、档案史料や文集、地方志等を中心に、雍正朱批諭旨研究等のように、特定の時期、事件等を微視的に、あるいは実証的に掘り下げる方法が普通であるが、根本資料としての実録がある以上、東華録等に頼らず、国家統治の諸課題を集約する主題を物語る作業もあってよいと思う。

本稿では、いわゆる君主独裁下、前近代における国家の「警察的作用」がいかなるものかという関心から、天子の膝元を掃蕩する「輦轂肅清」に任ずる歩軍統領と、京師を取り鎮める「綏靖」に任ずる巡城御史に着目し、実録等を素材として、まず「肅清」軍編制の概略を俯瞰し、次に歩軍統領や巡城御史が、錢法・錢穀刑名・教案等、各時期固有の課題に即してどのように関与したかについて検討し、順治より嘉慶期までの清朝社会の諸相に迫ることとしたい。

一章では、概ね康熙前半までに、歩軍統領衙門が、新規編制の歩軍營を中心にして、明代以来の巡捕營等を取り込み、京師の綏靖を担う五城察院(巡城御史)とともに、「里巷寧謐、輦轂肅清」を担う「輦轂肅清」軍營となるまでを概観する。

二章では、乾隆九年の京師錢法を中心に、康熙後半より乾隆の中葉まで社会が安定し未曾有の好況を呈する時期について、制錢流通と禁約、すなわち歩軍統領及び巡城御史のいわゆる通貨警察的作用を検討する。錢法の趣旨は制錢の流通であり、制錢が通貨として流通するためには、制錢の規格と数量に関わる諸課題、即ち対銀交換性の保証、財政的流通の促進、及び流通を阻害する銷燬・私鑄・囤積等の排除、を解決できる国家の通貨警察力が必要となる。

清朝では、歩軍統領衙門が「輦轂肅清」官衙として、錢法に関わっている点が注目される。

三章では、乾隆後期を中心に、歩軍統領に集まる呈控(京控)案件を取り上げ、輦轂肅清の観点から錢穀と刑名の実態を検討し、繁栄の裏で地域社会に鬱積する不満について考える。

四章では、嘉慶十八年(一八一三年)の天理教徒による禁門突入事件を取り上げる。特に、勅命により、各地に歩軍統領や巡城御史等の委員を派遣した「委員四出」が失敗した背景や影響、および保甲制と具体的な逮捕の実態がどのようなものであったかを検討し、逃亡・隠匿の諸相や社会底辺の蠢動に思いを致してみたい。

歩軍統領は、入関後新規編制された清朝独自の暴力装置であり、歩軍統領を物語ることは、世界帝国から半植民地へと落差の著しい清朝の盛衰を考察するにあたって格好の手がかりを与えてくれるように思う。

二〇一三年 九月吉日

【目次】

はしがき

凡 例

本文要旨

一章 歩軍統領と巡城御史 —「輦轂肅清」軍營の編制—19

一節 歩軍統領 21

一 歩軍營

二 巡捕營

三 兵部督捕衙門

二節 巡城御史 54

二章 歩軍統領と京師錢法 —禁約と「聽其自然」—87

一節 雍正期までの錢法 89

一 順治十四年の重一錢四分制錢鼓鑄

二 康熙二十三年の重一錢制錢鼓鑄

三 康熙四十一年の重一錢四分制錢鼓鑄

四 雍正十一年の重一錢二分制錢鼓鑄

二節 京師錢法前夜 102

一 流通

二 禁約

三節 京師錢法 120

一 京師

二 地方

四節 京師錢法以後 140

三章 歩軍統領と呈控 —肅清と錢穀刑名— 153

一節 清朝の徵稅方針 155

一 私派蠲免と正額徵納

二 賦役全書と易知由單

三 滾単と三連串票

二節 自理詞訟と詞訟の積圧 171

- 一 自理詞訟と詞訟循環簿
- 二 嘉慶の自理詞訟

三節 歩軍統領が上奏する呈控 181

- 一 国家財政と関わる案件
- 二 地方の財政と関わる案件
- 三 命盗と関わる案件

四章 歩軍統領と嘉慶癸酉の変 —「輦轂肅清」の社会相—237

一節 歩軍統領の再編と綱紀弛緩 239

- 一 「左右翼総兵」設置—和珅と歩軍統領
- 二 「額缺」と綱紀弛緩
- 三 「委員四出」—因循怠玩と舍近求遠—

二節 保 甲 257

- 一 保甲冊と清單
- 二 保甲と地域社会
- 三 京師の編查保甲と実力稽查

三節 逃亡の諸相 265

四節 底辺の蠢動 272

あとがき